○療育センター条例施行規則

昭和51年7月31日
規則第60号

都南の園管理規則をここに公布する。

療育センター条例施行規則

（題名改正〔平成19年規則50号〕）

（趣旨）

第1条　この規則は、療育センター条例（昭和51年岩手県条例第57号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成19年規則50号〕）

（定員）

第2条　岩手県立療育センター（以下「センター」という。）の定員は、次のとおりとする。

施設の種別		定員
医療型障害児入所施設		60人
児童発達支援センター		20
障害者支援施設	施設入所支援	30
	自立訓練	26
	就労移行支援	6

（一部改正〔昭和60年規則31号・平成13年35号・15年33号・19年50号・24年15号・令和6年39号〕）

（診療科名）

第3条　センターの診療科名は、小児科、整形外科、児童精神科、神経内科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科及び歯科とする。

（追加〔平成19年規則50号〕、一部改正〔平成29年規則72号〕）

（休診日）

第4条　センターの休診日は、次のとおりとする。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3)　12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2　条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の休診日以外の日において臨時に休診し、又は同項の休診日において臨時に診療を行うことができる。

（追加〔平成19年規則50号〕）

（診療時間等）

第5条　センターの診療時間及び受付時間は、次に掲げるとおりとする。

(1)　診療時間　9時から16時まで（12時から13時30分までを除く。）

(2)　受付時間　8時30分から15時30分まで（11時30分から13時までを除く。）

2　指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の診療時間又は受付時間を臨時に変更することができる。

（追加〔平成19年規則50号〕、一部改正〔平成24年規則15号〕）

（利用の申込み）

第6条　センターを利用しようとする者は、指定管理者が定める申込書を指定管理者に提出しなければならない。

（追加〔平成19年規則50号〕）

（児童発達支援事業及び生活介護事業）

第7条　センターにおいては、主として児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児を対象として同法第21条の5の2第1号に規定する児童発達支援を行う事業（以下「児童発達支援事業」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業のうち同条第7項に規定する生活介護を行う事業（以下「生活介護事業」という。）を行うものとする。

2　センターにおいては、児童発達支援事業及び生活介護事業を一体的に運営するものとし、これらの事業の定員は、15名とする。

（追加〔平成24年規則15号〕、一部改正〔平成25年規則22号〕）

（短期入所事業）

第8条　センターにおいては、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業のうち同条第8項に規定する短期入所を行う事業（以下「短期入所事業」という。）を行うものとする。

2　短期入所事業の定員は、医療型障害児入所施設と一体的に運営を行う場合にあっては5人、障害者支援施設の全部又は一部が利用されていない居室を利用して行う場合にあっては1人とする。

（追加〔平成15年規則33号〕、一部改正〔平成18年規則83号・136号・19年50号・23年48号・24年15号〕）

（相談支援事業）

第9条　センターにおいては、法第78条第1項に規定する地域生活支援事業のうち、主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条第1項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業を行うものとする。

（追加〔平成19年規則50号〕、一部改正〔平成24年規則15号〕）

（日中一時支援）

第10条　センターにおいては、条例第4条第1項に規定する地域生活支援サービスのうち、障害者等（法第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労の支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービス（以下「日中一時支援」という。）を行うものとする。

2　日中一時支援の定員は、3人とする。

（追加〔平成19年規則50号〕、一部改正〔平成24年規則15号〕）

（利用料金の減免）

第11条　条例第5条の規定により、利用料金の全部又は一部の免除を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

（追加〔平成19年規則50号〕、一部改正〔平成24年規則15号〕）

（損傷等の届出）

第12条　施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、速やかに指定管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

（追加〔平成19年規則50号〕、一部改正〔平成24年規則15号〕）

附　則

1　この規則は、昭和51年8月1日から施行する。

2　岩手県身体障害者更生指導所管理規程（昭和38年岩手県規則第50号）は、廃止する。

附　則（昭和60年3月30日規則第31号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附　則（昭和61年3月31日規則第56号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附　則（平成6年3月31日規則第53号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附　則（平成10年3月31日規則第48号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附　則（平成13年3月26日規則第35号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附　則（平成15年3月31日規則第33号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附　則（平成18年3月31日規則第83号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附　則（平成18年9月29日規則第136号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附　則（平成19年3月30日規則第50号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則（平成23年7月15日規則第48号）

この規則は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附　則（平成24年3月27日規則第15号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附　則（平成25年3月29日規則第22号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

附　則(平成29年12月28日規則第72号)

この規則は、平成30年1月5日から施行する。

附　則(令和6年3月29日規則第39号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。